

鳥 取 県 米 ビ ジ ョ ン

～県産米の販売対策強化と生産安定に向けて～

平成 2 5 年 1 2 月

県産米販売戦略会議

鳥取県農業再生協議会

構成組織

【県産米販売戦略会議】

鳥取県農業協同組合中央会
全国農業協同組合連合会鳥取県本部
鳥取いなば農業協同組合
鳥取中央農業協同組合
鳥取西部農業協同組合
鳥取県産米改良協会
鳥取県

【鳥取県農業再生協議会】

鳥取県農業協同組合中央会
鳥取県信用農業協同組合連合会
全国農業協同組合連合会鳥取県本部
全国共済農業協同組合連合会鳥取県本部
鳥取いなば農業協同組合
鳥取中央農業協同組合
鳥取西部農業協同組合
鳥取県畜産農業協同組合
大山乳業農業協同組合
鳥取県農業共済組合連合会
鳥取県農業会議
公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構
鳥取県土地改良事業団体連合会
鳥取県稲作経営者会議
鳥取県農業法人協会
JAとっとり女性協議会
鳥取県市長会
鳥取県町村会
鳥取県

鳥 取 県 米 ビ ジ ョ ン

～県産米の販売対策強化と生産安定に向けて～

1 趣 旨

県内で生産される主食用米は、水田面積の約6割に当たる13,800ha(H25)で作付されており、農業産出額の23%（農林水産省「平成23年生産農業所得統計」）を占める本県農業の基幹的な作物である。

しかし、近年は、米の過剰基調に伴う米価の下落、東日本大震災後の米価の高騰と消費の減退、温暖化の進展による品質低下など、米を巡る環境が目まぐるしく、大きく変化しており、生産者や関係機関の不安材料となっている。

また、生産者の高齢化、兼業化の進展に、米価の低下傾向もあいまって、地域による取組状況の差が広がっており、集落営農や担い手への農地集積で農業の継続的な発展を目指す地域がある一方で、栽培意欲の低下から農地にとどまらず、農村の維持すら困難となってきている地域も見られる。

本県産米は、他県産地に比べロットが小さい、際立った特徴がない等の理由から、全国的には消費者や販売業者等からの認知度が低く、豊かな自然環境で栽培され他産地にひけをとらないおいしい米の産地であるにも関わらず、本来の評価が得られていない場合も少なくない。そのため、県内でも良食味と言われる地域を中心に、食味向上に向けた取組も活発に行われ、良食味米の評価を得るために全国的な食味コンクールへの出展などにも取り組まれている。

そのような中、日本穀物検定協会が毎年実施する米の食味ランキングにおいて、参考品種ながら三朝町産「きぬむすめ」が、平成23、24年の2年連続で特A評価を受け（「特A」取得は県内初で、中四国地域でも平成15年の島根県産コシヒカリ以来の快挙）、「きぬむすめ」の作付拡大はもちろん、他品種も含めた食味向上の取組に向けても弾みがついている。

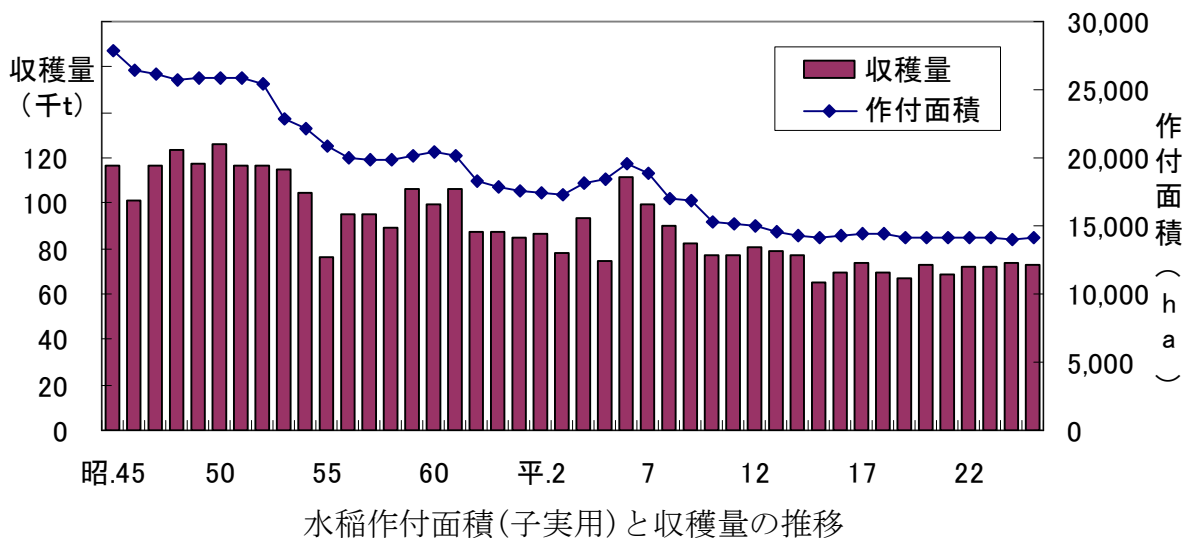
米を巡る情勢については、経営所得安定対策の見直し、40年以上続いた国主導の需給調整、生産数量目標の配分廃止の検討など、大きな転換期にきており、県産米の生産、販売環境にも影響を及ぼすものと思われる。鳥取県米ビジョンは、本県産の主食用米について、今後想定される米価の低下、需給調整制度の見直しなどを考慮し、生産者所得を最大化するためのブランド化や今後の販売方針を柱に、それを実現するための生産対策等について、5年後の平成30年度を目標とした取組について整理したものである。

2 現状と課題

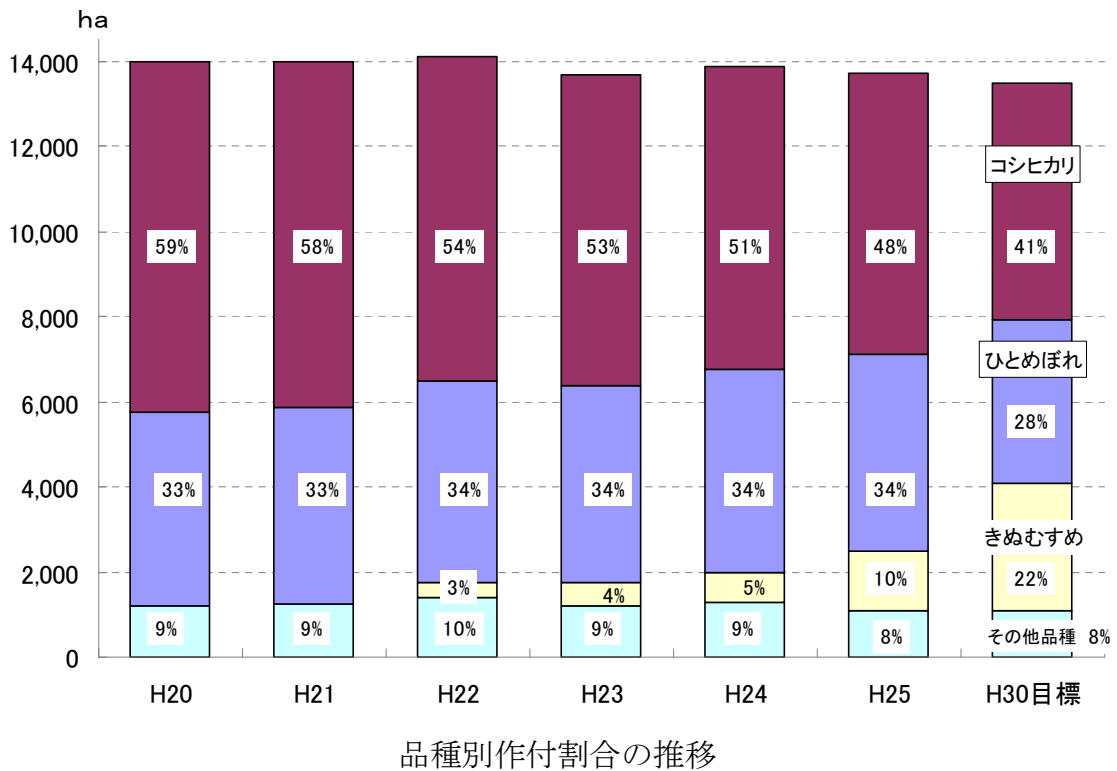
(1) 生産の状況

① 稲作の状況

昭和46年に生産調整が始まって以降、作付面積は減少を続け、現在、鳥取県では、水田面積23,000haの約6割に当たる約13,735ha（H25）で主食用米が栽培され、全国の収穫量の約0.9%に相当する約7万トンの米が生産されている。



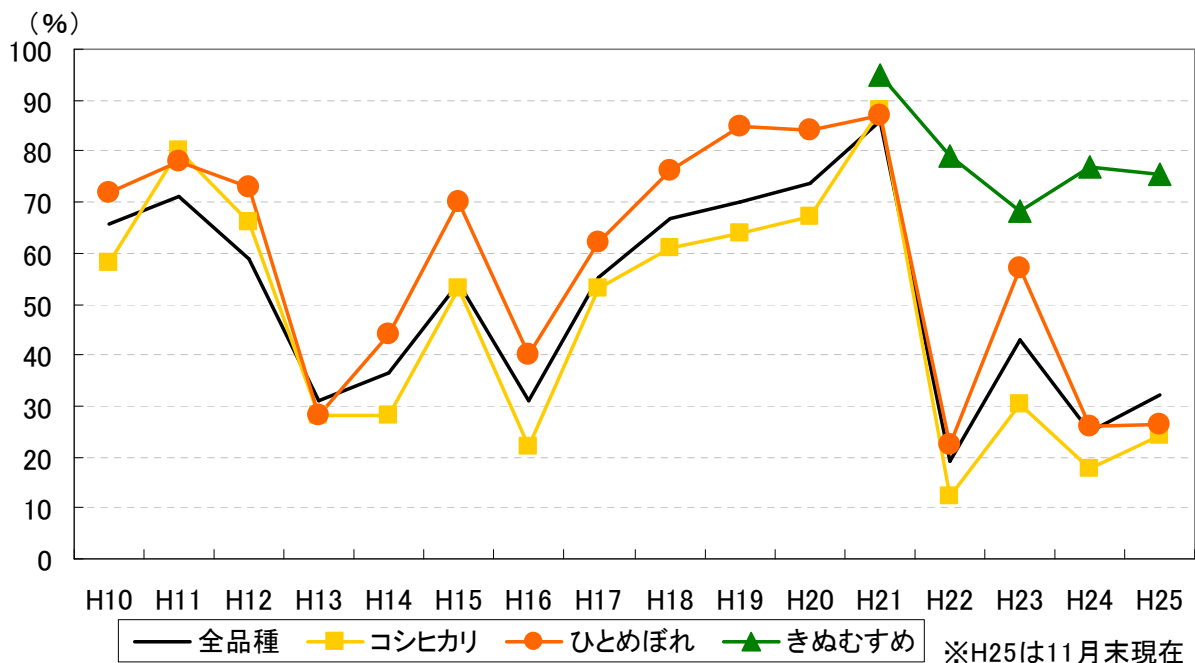
品種別に見ると、平成21年産米までは、早生品種のコシヒカリ、ひとめぼれが作付面積の9割以上を占める状況で、高温登熟による品質の低下、収穫時期の集中による刈り遅れも見られたが、22年産以降導入された中生の新品種きぬむすめの作付が増加し、徐々に作期分散が進んできている。



また、作付割合の高いコシヒカリの倒伏軽減、食味低下への懸念、元肥一発施肥体系の普及に伴い、全体的に施肥量は減少傾向で、温暖化の進展、地力低下等の影響も加わり、特に生育後半の肥料不足が原因と思われる収量、品質の低下が見られる。

【10a 当たり収量と作況指数の推移】

年 産	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
収量(kg/10a)	485	510	483	475	515	481	507	509	527	519
作 況 指 数	93	98	92	91	100	94	99	99	103	101



品種別 1 等比率の推移

【課 題】

- コシヒカリ、ひとめぼれの早生 2 品種に集中しているため、夏期の高温による白濁粒の増加、収穫時期の集中に起因する刈り遅れによる品質低下のリスクが高い。
- コシヒカリの作付割合が高いことも影響し、施肥量が減少傾向。また、元肥一発施肥体系の普及もあり、登熟後半まで稲体の栄養状態の維持が困難で、収量減、品質低下が発生。
- 中生品種のきぬむすめは、収量、品質ともに安定しているが、早生品種の作付面積が多いため、適正な水管理ができるよう水系、団地化を考慮した取組が必要。また、肥料不足は収量、品質を大きく低下させるため、適正な肥培管理が重要。

②生産体制の変化

県内の総農家、販売農家数も減少を続けており、水稻販売農家が平成12年から平成22年の10年間で約7割に減少しているが、一方で大規模農家への集約が進み、作付面積シェアも大きく拡大している。

販売目的で作付けした水稻面積規模別農家数 単位：戸、ha

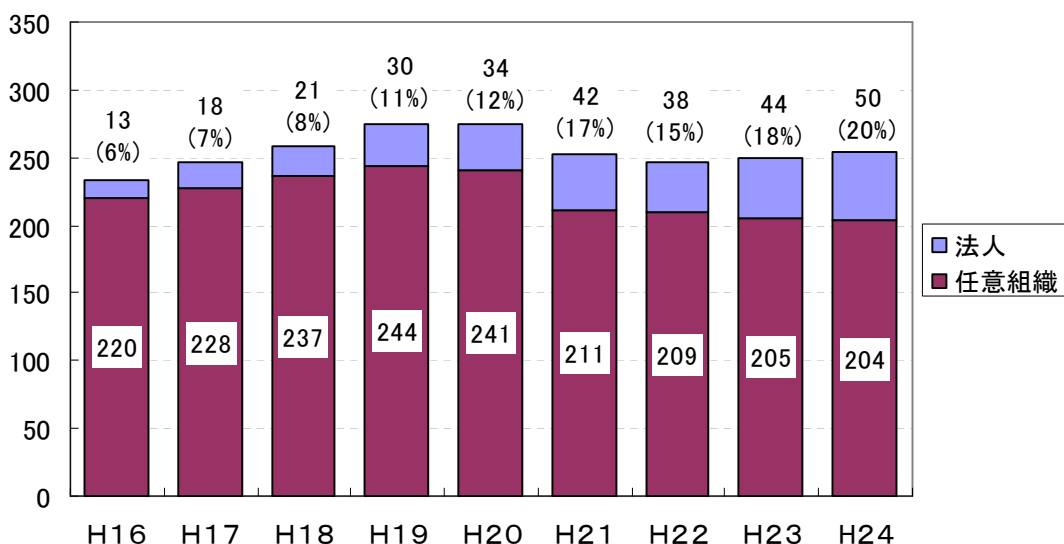
年度	合計		30a未満		30a～1ha未満		1～5ha未満		5ha以上	
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
H12	24,468 (100%)	12,044 (100%)	6,970 (28.5%)	1,382 (11.5%)	15,924 (65.1%)	8,155 (67.7%)	1,533 (6.3%)	2,176 (18.1%)	41 (0.2%)	331 (2.7%)
H17	20,059 (100%)	10,801 (100%)	4,958 (24.7%)	1,005 (9.3%)	13,519 (67.4%)	6,987 (64.7%)	1,514 (7.5%)	2,260 (20.9%)	68 (0.3%)	549 (5.1%)
H22	17,487 (100%)	11,415 (100%)	4,200 (24.0%)	852 (7.5%)	11,504 (65.8%)	6,039 (52.9%)	1,628 (9.3%)	2,694 (23.6%)	155 (0.9%)	1,830 (16.0%)

資料：農林業センサス

5ha以上層の内訳 単位：戸、ha

年度	5～10ha未満		10～15ha未満		15ha以上	
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
H12	32 (0.1%)	213 (1.8%)	7 (0.0%)	83 (0.7%)	2 (0.0%)	35 (0.3%)
H17	55 (0.3%)	368 (3.4%)	10 (0.0%)	114 (1.1%)	3 (0.0%)	67 (0.6%)
H22	92 (0.5%)	649 (5.7%)	33 (0.2%)	399 (3.5%)	30 (0.2%)	782 (6.9%)

また、中山間地域の多い本県では、大規模農家だけでなく、集落ぐるみで営農に取り組む集落営農組織が地域の担い手として大きな役割を果たしている。県内の平成16年度以降の集落営農組織数の推移は下表のとおりで、集落営農組織数に占める法人の割合は年々大きくなっている。



出典：集落営農実態調査（農林水産省）

【課題】

- 人・農地プランの策定・見直しとあわせて、認定農業者、大規模稲作農家等の担い手に、効率的に農地を集積できる仕組みづくりが必要。
- 担い手への支援施策拡充にあわせ、農地の一層の集積を推進するとともに、共同利用、作業受託等、地域にあった多様な集落営農の組織化支援が必要。

(2) 流通・販売の状況

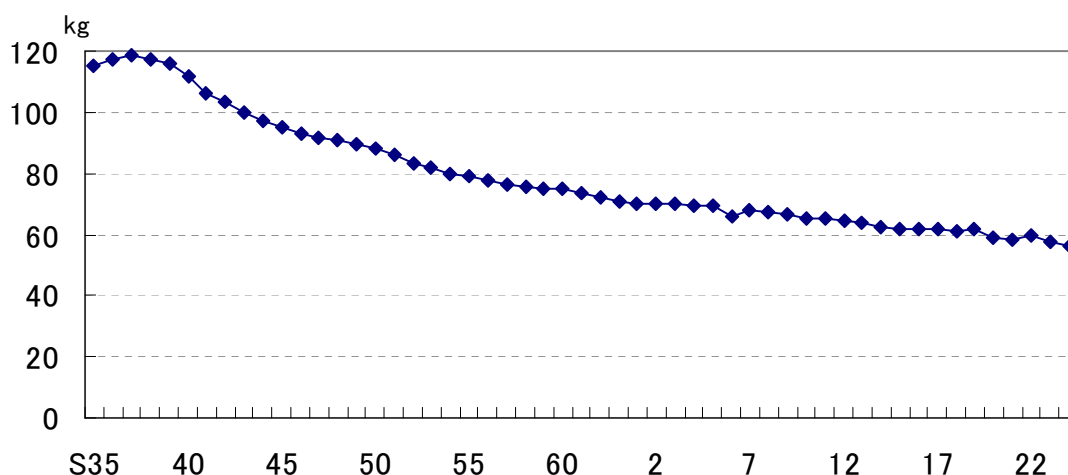
①消費の減退、全国的な生産過剰による米価の低下

米の消費量は、昭和37年をピークに減少しており、平成23年の1人当たり年間消費量は57.8kgとピーク時に比べ半減、近年は下げ幅もやや大きくなっている。

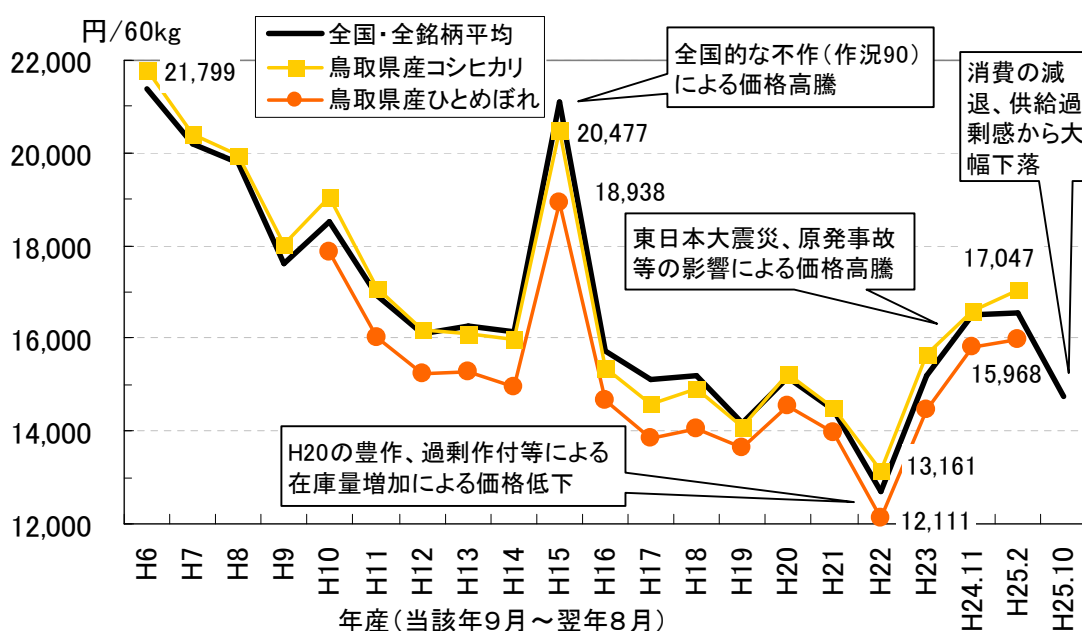
米の1人当たり年間消費量の推移

年度	S 37	S 40	S 50	S 60	H 7	H 17	H 23
消費量(kg)	118.3	111.7	88.0	74.6	67.8	61.4	57.8

資料：農林水産省「食料需給表」



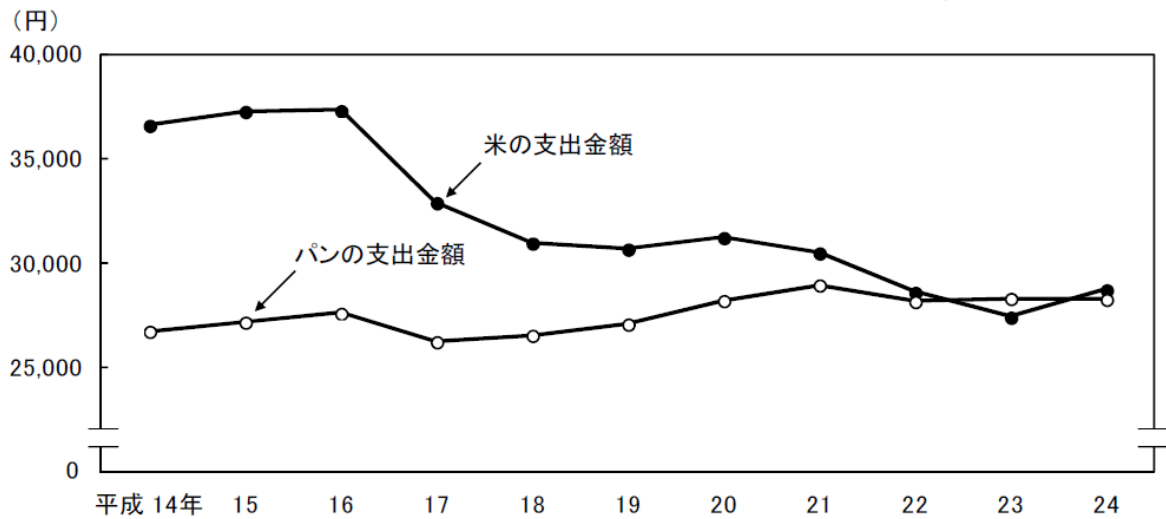
米価については低下傾向にあったが、東日本大震災、原発事故等の影響から、23年産以降は一時的に値上がり傾向。しかし、24、25年産の2年連続の豊作、消費量の減少等から、25年産米については再び低下傾向にあり、販売対策の検討が重要になっている。



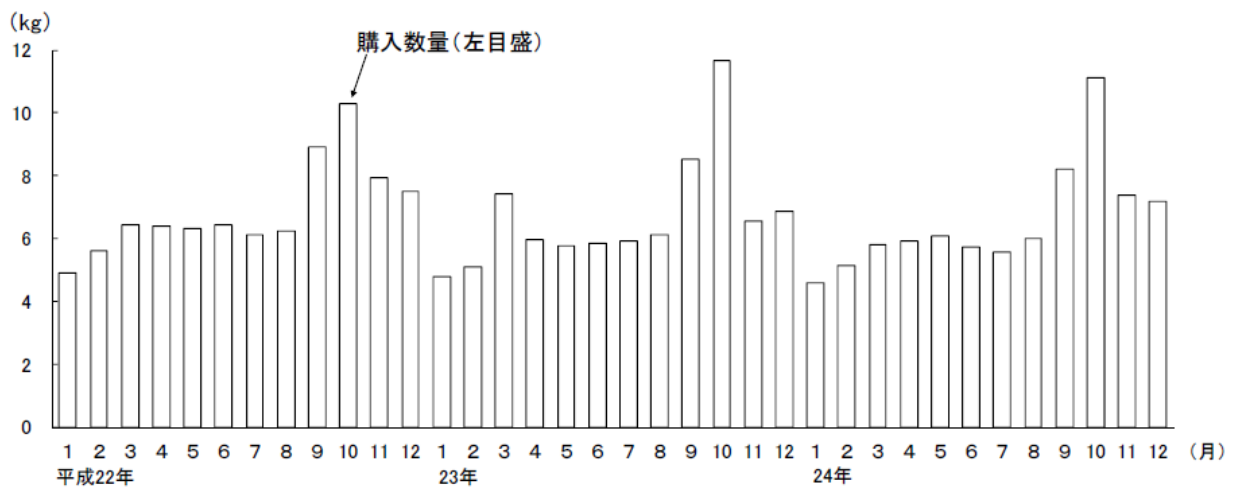
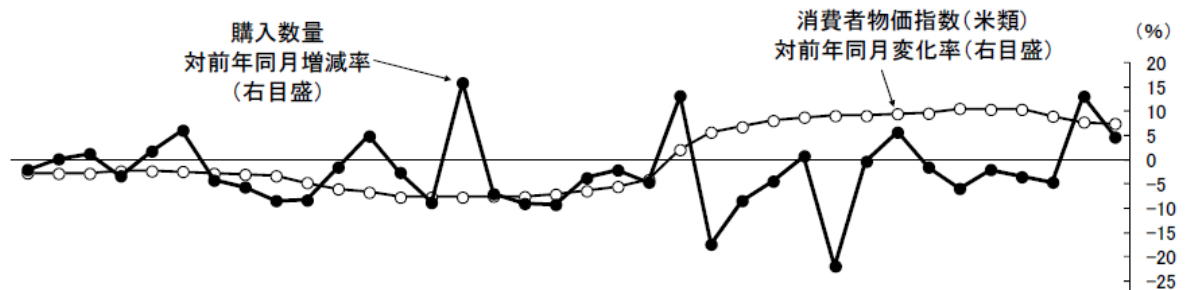
米の入札取引価格(～H17)、相対取引価格(H18～)の推移(農水省公表)

②消費動向の変化と消費者ニーズ

米の購入数量は年々減少しており、平成14年以降の年間支出額をみると、パンがほぼ横ばいに推移しているのに対し、米は減少傾向となっている。特に23年には支出金額が逆転し、米離れの傾向が鮮明になってきた。また、24年は米価の上昇で米の支出金額が上回ったものの、米の購入数量の推移を月別にみると、前年同月に比べて減少した月が多くなっている。(出典：総務省「家計調査」)



米及びパンの年間支出金額の推移（二人以上の世帯）



米の月別購入数量の推移（二人以上の世帯）

精米の購入先は、「スーパーマーケット」が45.1%（米穀機構のH24調査結果で、以下同じ）と最も多く、関西の量販店では週末の特売が売上の8割程度を占めるとされている。「家族や知人等から無償で入手」が22.9%でそれに続くが、「インターネットショップ」や「生産者から直接購入」なども増加傾向で、購入経路の多様化が進んでいる。

精米購入・入手経路(購入人数割合(複数回答))
(単位:%)

順位	前年	購入先、経路	H24	H23
1	1	スーパーマーケット	45.1	45.9
2	2	家族・知人等から無償で入手	22.9	23.5
3	3	生協(店舗、共同購入含む)	7.8	8.6
4	5	インターネットショップ	7.4	6.4
5	4	生産者から直接購入	7.0	6.8
6	8	ドラッグストア	4.3	3.7
7	7	米穀専門店	4.2	3.8
8	6	ディスカウントストア	3.4	4.2
9	9	その他	2.0	2.2
10	10	農協(店舗、共同購入含む)	1.8	1.4
11	11	産地直売所	1.8	1.3
12	12	デパート	1.0	0.7
13	13	コンビニエンスストア	0.3	0.4

精米購入・入手先別の購入数量

(単位:kg/月)

順位	購入先、経路	H24
1	スーパーマーケット	6,569 (35.8)
2	家族・知人等から無償で入手	4,272 (23.3)
3	生産者から直接購入	2,188 (11.9)
4	インターネットショップ	1,476 (8.0)
5	生協(店舗、共同購入含む)	1,125 (6.1)
6	米穀専門店	747 (4.1)
7	ドラッグストア	649 (3.5)
8	ディスカウントストア	557 (3.0)
9	産地直売所	337 (1.8)
10	農協(店舗、共同購入含む)	293 (1.6)
11	デパート	101 (0.6)
12	コンビニエンスストア	28 (0.2)

また、購入時の重視点については、①価格、②産地、③品種、④食味、⑤年産の順になっているが、H23と比較すると、産地が品種を上回り、2位に上がっている。

精米購入時・重視点 (複数回答)

(単位:%)

順位	前年	重視点	H24	H23
1	1	価格	74.5	77.8
2	3	産地	53.8	49.8
3	2	品種	51.4	51.4
4	4	食味(おいしさ)	49.0	48.8
5	5	年産	36.8	36.6
6	6	安全性	32.4	31.1
7	7	精米年月日	23.9	27.4
8	-	無洗米	11.4	-
9	8	適量感	9.0	9.0
10	9	製造販売業者	8.0	7.7
11	12	栽培方法	5.2	4.5
12	11	販売店	4.6	4.6
13	10	その他	2.5	5.0

(注)「無洗米」はH24年度から選択肢に追加

③鳥取県産米の集荷、販売状況

平成16年の改正食糧法による流通規制緩和で米の販売ルートが多様化し、生産者の直接販売の動きが活発化したほか、系統販売についても、17年産米からJA直売が始まり、西部地区を中心に取組が拡大している。

生産者直売の状況は把握できないが、県内で収穫された米の49%（平成24年産）がJA系統で集荷され、そのうち43%が全農委託販売、57%がJA直売となっている。

JA系統での集荷状況

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
集荷量(t)	31,103	37,128	37,688	31,771	38,359	34,043	34,505	34,828	35,667
全農委託	31,103 (100)	25,536 (69)	25,979 (69)	17,096 (54)	21,996 (57)	20,078 (59)	18,536 (54)	15,990 (46)	15,242 (43)
JA直売		11,592 (31)	11,709 (31)	14,675 (46)	16,363 (43)	13,965 (41)	15,969 (46)	18,838 (54)	20,425 (57)
収穫量(t)	69,400	73,400	69,600	67,000	72,100	67,300	71,500	70,800	73,300
集荷率(%)	45	51	54	47	53	51	48	49	49
検査数量(t)	36,390	40,121	40,719	37,198	42,160	38,935	39,315	39,747	41,973
集荷率(%)	85	93	93	85	91	87	88	88	85

※収穫量、検査数量は農林水産省公表値で、集荷率は収穫量、検査数量に対する集荷量が占める割合

品種別販売状況(24年産・全農委託販売)

品種名	販売数量(t)	比率(%)
うるち米	14,799	97.1
コシヒカリ	5,744	37.7
ひとめぼれ	7,044	46.2
きぬむすめ	1,901	12.5
その他	110	0.7
大粒酒米	113	0.7
もち米	331	2.2
合計	15,243	100.0

販売先別割合(うるち米)

地域	販売数量(t)	比率(%)
県内	4,298	29.0
京阪神	9,834	66.5
関東	348	2.4
中国・四国	200	1.4
九州	119	0.8
合計	14,799	100.0

④県産米販売戦略会議の設置

平成24年度に設置した県産米販売戦略会議において、全農委託販売やJA直売のあり方検討を行うとともに、品種別作付ガイドラインによる作付誘導を図ることなどを定めた「県産米販売の基本方向」を策定した。

【主な検討内容】

- ・全農委託販売とJA直売の区分の考え方を整理し、ルールを再整理。
- ・品種別作付ガイドラインを設定し、中生品種きぬむすめの作付を推進。
→きぬむすめについては、関西のスーパーからも高い評価を得ており、高温年でも品質が安定していることなどから、25年産作付面積は前年から倍増。生産量が大幅に増加したことから、全農委託販売を基本に、マスコットキャラクターの作成などによる新たな販売促進対策に取組中。
- ・各年産の販売状況等を確認しながら、より効果的な販売対策を継続検討。

【課題】

- 米の消費が減少傾向にある中、県産米の認知度の向上、他産地との差別化を図るためには、産地名表示のさらなる推進、産地・栽培方法を限定した高付加価値米への取組なども検討が必要。
- 販売状況の分析、JAグループ全体の販売戦略の構築するため、県産米販売戦略会議による検討を継続

3 目指すべき方向

(1) 販売戦略に基づく効果的な販売対策の実施

- ①「食のみやこ鳥取県」のブランドイメージ創出
- ②産地評価、県産米の認知度向上に向け、卸業者、小売店等との連携を強化
- ③県産米の消費拡大に向けた取組強化

(2) 収量、品質及び食味向上による県産米の生産安定

- ①気象条件や地域性を考慮した適正な品種構成への誘導
- ②温暖化に対応した技術対策を徹底

(3) 担い手育成に向けた支援体制の強化

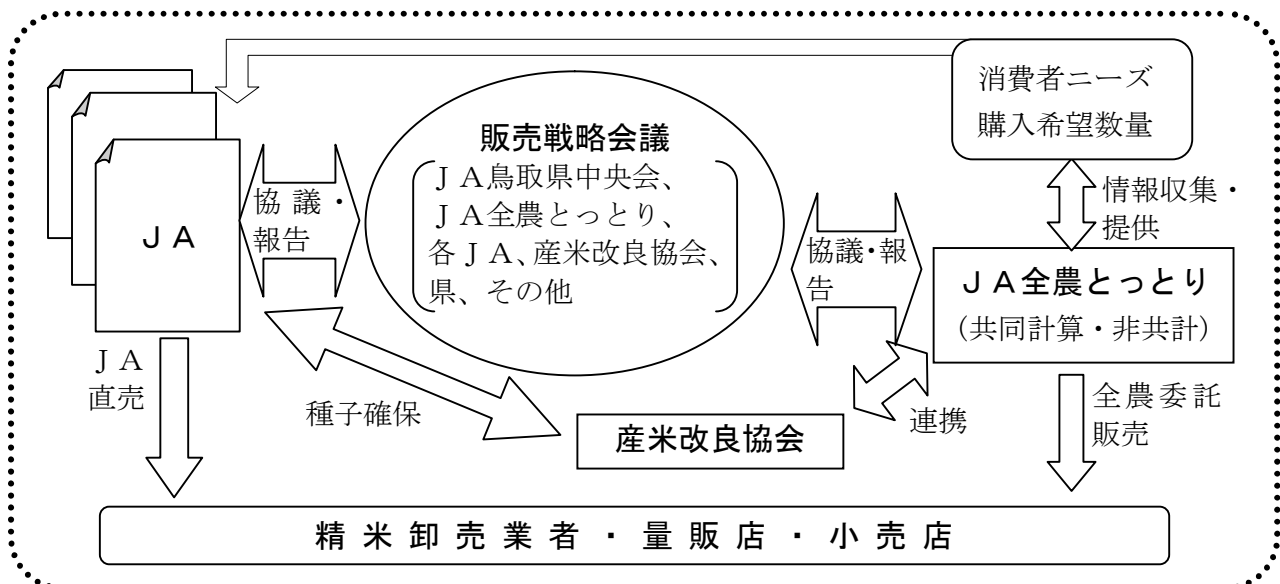
- ①担い手への農地集積の加速化
- ②集落営農の組織化、経営基盤強化に向けた法人化支援

4 具体的な目標と取組方策

(1) 県産米販売戦略会議による販売戦略構築と実践

- ① J Aグループ、県等関係機関で構成する県産米販売戦略会議（以下「販売戦略会議」という。）については、県産米の多くを占める系統集荷米の販売方針決定の場として位置付け、米の販売状況を総括するとともに、生産者所得の最大化を目標とした有利販売に向けた戦略を構築する。
- ②全農とっとりは、J A鳥取県中央会との連携の下、J Aグループの販売のまとめ役として、各J Aや実需者の意向を把握するとともに、県産米の評価、販売状況の分析をしながら、販売戦略会議の核となって円滑な運営に努める。
- ③各J Aは、販売戦略会議で決定された方針を受け、計画に即した生産、集荷、販売に取り組むとともに、J Aだより等を通じて生産者にフィードバックし、生産意欲の向上と需要に応じた生産への取り組みを強化する。
- ④県は、J Aグループとの強力な連携の下、必要な支援を行うとともに、担い手農家等の直販の取組や有機・特別栽培等のこだわりの米づくりなど、県産米の販売促進について幅広く支援する。

販売戦略検討のイメージ



(2) 販売対策の展開方向

販売戦略会議で策定した販売戦略を実効あるものにするため、以下の取組を行う。

①量販店、卸業者等の実需者と結びついた契約取引の推進

J A及び全農は、量販店や卸業者等に対して、産地名表示を働きかけるとともに、産地限定、特別栽培米等の特長のある米にも積極的に取り組み、県産米に対する評価、認知度アップを図る。

○県外における産地名表示販売の数量

	現状 (H 2 4)	目標 (H 3 0)
契約数量	5, 1 2 7 t	1 0, 0 0 0 t

②「きぬむすめ」の販売対策の強化

「きぬむすめ」については、平成25年度に全農が作成したマスコットキャラクター「きぬむすび」を積極的に活用し、着ぐるみによる各種イベントへの参加、精米袋や販促資材への活用等、共通のイメージによる「鳥取県産きぬむすめ」の早期の認知度向上、消費者への定着を図るとともに、卸業者や小売店とも連携した新たな販路開拓、販売量の拡大を目指す。

また、「食のみやこ鳥取県」推進サポーター等に対しても積極的にPRし、外食産業での活用も推進する。



③系統集荷量の確保による販売環境の安定化

販売戦略会議の方針に沿って、全農委託販売、J A直売等の系統委託販売を計画的、効率的に運用し、需給情勢に左右されにくい安定した販売、価格形成を進めるため、収穫前契約に加え、産地や栽培方法を限定した付加価値の高い米については、買取集荷の取組も進める。

各J Aは、生産者に対して積極的に販売状況等の情報提供を行うとともに、販売計画に基づく生産体制の確保に努める。

④担い手農家の直接販売等、多様な販売方法の支援と連携

系統委託販売は、農家が生産に専念できる反面、特長のある米であっても一定のロットがなければ単独では販売できないため、農家の求める対応ができない場合がある。一方、直接販売では、生産のみでなく営業活動も行う必要がある上、代金回収等のリスクも負うことになり、農家の負担は大きい。

担い手農家等においては、それぞれの経営判断により系統委託販売と直接販売の選択、バランスの調整を行っているが、いずれの方法もメリット、デメリットがある。最終的には個別に農家が判断することになるが、双方の思いを確認、調整し、より良い方向が導き出せるよう、販売戦略会議、各JAにおいても継続して対応策の検討を進める。

⑤県内における米の消費拡大

水田が農業・農村の環境保全や景観形成に大きな役割を發揮し、地域社会に大きな関わりを持っていることを広く県民へ周知し、県民の理解を得ながら、米の消費拡大や食育運動、学校給食での県産米利用を進める。

JAグループは、食育活動、イベント等での米食の啓発活動等に積極的に取り組み、米の消費拡大推進に向けた継続的な活動を行う。

県は、米飯給食の取組を推進するとともに、米飯普及キャンペーンなど、米飯をより多く食べるきっかけ作りに継続して取り組む。

⑥新たな需要への対応

主食用米の需要量は減少傾向が続くと見込まれるため、引き続き飼料用米等の新規需要米、加工用米、備蓄米等、主食用以外の米の作付にも積極的に取り組むこととし、新たな需要の掘り起こし、安定的な需給関係を維持することで、水稻作付面積を維持しながら米の需給調整に取り組む。

(3) 生産対策の展開方向

①品種構成の適正化

販売戦略会議は、販売計画・実績・品種ごとの品質状況、共同乾燥調製施設の稼働状況等を勘案し、作付前々年度の12月末までに、JAごとの品種別作付ガイドラインを設定、提示する。ガイドラインは、高温条件においても品質が安定した中生品種「きぬむすめ」の作付拡大、「コシヒカリ」、「ひとめぼれ」の早生2品種の作付比率引き下げによる品種構成の適正化を基本に、販売計画、地域の実態に合わせて決定する。

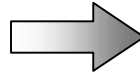
各JAは、ガイドラインに基づく作付誘導を行うこととし、販売方針、地域性、水利慣行、種子供給等を勘案し、座談会、指導会等を通じて生産者へ周知し、円滑な品種転換を進める。特に、「きぬむすめ」の作付推進に当たっては、安定した品質、収量が確保できるよう、標高、水利等の栽培条件、収穫作業の受委託や乾燥調製施設の稼働状況等も十分に考慮する。

県は、有望な新品種・系統について、栽培特性だけでなく、実需者の評価を踏まえて奨励品種への採用を検討する。また、奨励品種への採用に当たっては、販売戦略会議において販売対策を協議するとともに、年次計画に基づく早期の作付面積確保を支援する。

県産米改良協会は、全農、JA、国府町種子生産者組合と連携し、良質な種子の安定供給を行う。

○きぬむすめの作付拡大（主食用米）

	現状（H25）	目標（H30）
作付面積	1,402ha	3,000ha
構成割合	10%	22%



【参 考：主食用米作付面積の推移とビジョンの目標面積】

	品種名	作付面積(ha)		
		H20	H25(現状)	H30(目標)
1	コシヒカリ	8,245 (58.9%)	6,616 (48.2%)	5,450 (40.4%)
2	ひとめぼれ	4,549 (32.5%)	4,646 (33.8%)	3,980 (29.5%)
3	きぬむすめ	—	1,402 (10.2%)	3,000 (22.2%)
4	ヒカリ新世紀	30 (0.2%)	292 (2.1%)	500 (3.7%)
5	日本晴	278 (2.0%)	25 (0.2%)	
6	その他うるち	459 (3.3%)	187 (1.4%)	
7	その他	430 (3.1%)	566 (4.1%)	565 (4.2%)
	合 計	13,992 (100.0%)	13,735 (100.0%)	13,500 (100.0%)

※その他には、もち、酒米、種子を含む。

②温暖化に対応した良品質で安定した米づくりの推進

夏期の高温によるコシヒカリの品質低下が顕著であり、田植時期の適正化、生育後半の稲体の栄養状態改善、適期収穫など、引き続き基本技術の徹底を推進する。推進に当たっては、適地適作を基本に、共同乾燥調製施設の稼働状況、販売計画等を勘案し、地域の実情に合わせた取組を行う。

県産米改良協会は、水稻栽培指針の活用とあわせて、温暖化に対応した新品種、実践すべき技術等の展示ほを設置するとともに、生育ステージに応じた栽培管理のポイントを提供し、生育状況、気象条件等に応じた栽培技術の周知、徹底に努める。

県は、農林総合研究所を中心に現地の実態を検証し、対応策や新品種の検討を進めるとともに、農業改良普及所を通じて情報提供、技術等の普及に努める。

各JAは、県との連携の下、地域の実態に合わせた品種や田植時期の誘導、食味・品質向上に向けた技術の普及・推進、適期収穫の徹底等、生産現場への指導、助言を行う。

③安全・安心、環境に配慮した信頼される米づくり

消費者等の農産物に対する安全・安心志向や環境保全に対する意識の高まりに対応するため、耕畜連携による有機物の積極的な利用や化学肥料・農薬を低減した持続可能な栽培体系の取組を拡大し、信頼される米づくりを進めていく。そのため、JA、全農は、生産者に農薬の適正使用、栽培管理記帳の徹底を図り、県と連携しながら、GAP手法等を取り入れた生産履歴のわかる販売体制を構築し、信頼される産地づくりに取り組む。

(4) 地域の自然環境を活かしたブランド力のある米づくり

①おいしい米づくりの推進

本県は、豊かな自然環境に育まれた中国山地に端を発するきれいな水が流れ、中山間地域等では昼夜の温度差も大きいことから、おいしい米が生産できる条件に恵まれている。産地間競争が激化する中、引き続き産地が自主的かつ意欲的に取り組むことを基本に、食味向上に向けた取組を推進、支援する。

食味向上に向けて、県は、食味計を活用した分析、展示ほの設置等を支援し、地域の気象や土壌条件等に応じた栽培管理を推進する。また、市町村、JA等を中心に、地域における食味コンテストの実施、イベントでの試食等、食味向上に向けた意識向上、消費者等に対する積極的なPRに取り組む。

JA及び全農は、品質の高位安定を目指し、乾燥調製施設の効率的な運営、オペレーターのスキルアップに取り組むほか、品種構成にあわせた利用計画、荷受体制の整備や、ライスセンターを活用するなど、産地、栽培方法を限定した米のブランド化を進める。

②有機・特別栽培による付加価値化

有機・特別栽培は、環境への負荷低減や、生物多様性の保全といった面からも、本県の恵まれた自然環境を活かせる栽培方法であるとともに、消費者の農産物に対する安全・安心志向の高まりや、特色のある農産物を求める消費者等のニーズにもマッチした取り組みである。しかし、収量、品質の不安定さ等の課題があるのも事実であり、県は、農業試験場において生産現場の課題解決のために除草対策等の技術開発を進めるとともに、研修会の開催等を通じた技術普及に努め、生産者が取り組みやすい環境づくりを支援する。

JAは、農業改良普及所と連携し、農業試験場における研究成果を生産者に普及することにより生産安定と生産拡大を進める。

(5) 生産を支える担い手の育成、確保

効率的な水田営農を推進するためには、農地の集約、効率的な利用が重要となるため、「人・農地プラン」の見直し、実行に取り組みながら、地域にあった多様な担い手の育成、確保を目指し、地域農業再生協議会を中心とした取組推進を図る。

①担い手への農地の面的集積と地域で支える仕組みづくり

市町村は、「人・農地プラン」の見直しを行いながら、農業委員会、JA、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構、県等の関係機関との強力な連携の下、新たに創設される農地中間管理事業等を活用した担い手への農地集積の加速化、耕作放棄地再生利用対策の強化等に取り組むとともに、地域の将来を見据えた水田農業のあり方検討を進める。

担い手農家への農地集積に当たっては、地域ぐるみでの水路、農道等の維持管理に加え、担い手農家だけでは実施が困難な畦畔管理、水管理等の補完的作業に対する農地所有者や地域の中小規模農家の参画、作期分散を考慮した品種

構成や団地化など、規模拡大を地域で支える仕組みづくりとあわせて進めることが重要である。そのため、それぞれの地域にあった水田営農の将来像を描いて行くことができるよう、「人・農地プラン」の見直しや「水田フル活用ビジョン」の策定とあわせて、新たに創設される日本型直接支払制度などの支援施策を有効活用しながら、市町村、農業団体、県等の関係機関が、地域と一緒にあって検討を進める。

②効率的かつ安定的な担い手育成

地域農業再生協議会を中心に関係機関が連携し、認定農業者、集落営農、「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体に対して、生産方式や経営管理の合理化に向けた情報提供、相談活動等を強化していくことが重要であり、意欲的な担い手の経営力強化に向けた研修の充実、法人化による経営基盤の強化を図るものとする。

また、コスト低減、生産安定に向けた新技術の導入等については、ほ場条件や担い手農家の意向等を踏まえ、JA、農業改良普及所を中心に支援を行う。

③地域の実態を踏まえた集落営農の推進

中山間地域等、担い手の確保が困難な地域においては、地域の土地条件、営農実態を踏まえ、農作業の共同化や機械の共同利用、共同販売経理の実施等、地域の実情にあわせた多様な集落営農の組織化や法人化を推進する。

④農作業受託等の支援体制の構築

個人による規模拡大や集落営農の組織化など、担い手の確保が困難な地域への支援対策として、JAや農業公社、サービス事業体など集落の範囲を超えた広域的な農作業受託組織等の地域営農の支援体制を構築する。